

二国間クレジット制度資金支援事業 のうち設備補助事業について

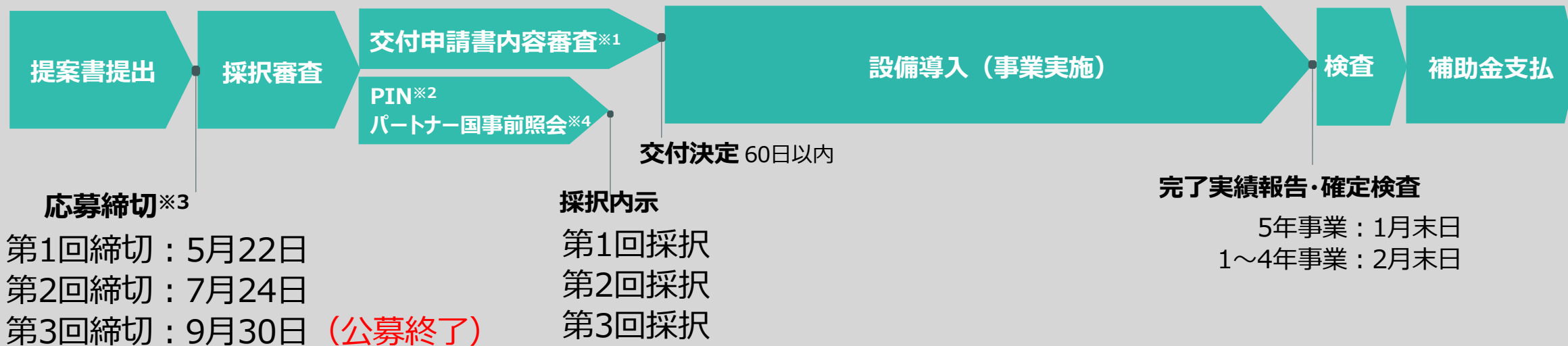
令和8年度から令和12年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

令和8年4月20日

公益財団法人地球環境センター(GEC)

◎ 応募提案

◎ 補助事業開始



※1 採択後 60 日以内に交付決定できるよう、交付申請書は採択後 30 日以内に提出のこと

※2 PIN (Project Idea Note) : プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料

※3 第1回目、2回目応募案件が不採択となった場合、不採択理由の要件が満たされれば同一年度内に再応募可能
 予算に限りがあるため、応募・採択状況次第では、早期に公募受付を終了する可能性があります。

※4 初年度（令和8年度）の予算を希望する案件は第1回締切までに応募して下さい。

公募要領1.

我が国は、優れた脱炭素技術等によるインフラ及び製品の提供等を通じたグローバルサウス諸国における温室効果ガス(以下「GHG」という)の排出抑制等への貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標達成(NDC)に活用するため二国間クレジット制度(JCM)を実施しており、これまでに32か国との間でJCMを構築している。

これらを踏まえ、環境省補助事業である「令和8年度から令和12年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業)」を実施する。なお、本補助事業には、独立行政法人国際協力機構(JICA)、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携する事業(「JICA等連携事業」という)を含む。

本補助事業は、JCMの活用を前提として、途上国において優れた技術等を活用してGHGの排出削減事業を行うとともに、JCMによるクレジットの獲得と我が国の削減目標達成への活用を目指すものである。

「環境省 脱炭素インフライニシアティブ(令和3年6月、環境省策定)」「地球温暖化対策計画(令和7年2月、閣議決定)」、「環境省 COP26後の6条実施方針(令和3年11月、環境省発表)」「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月、閣議決定)」、「**環境インフラ海外展開基本戦略(令和7年版)(令和7年8月環境省策定)**」等に沿って、**また「JCM適用基準」(2025年12月8日、環境省、経済産業省、農林水産省、JCMA策定)を踏まえて、相手国のニーズを深く理解した上で先進的な脱炭素技術等を普及・展開することにより、世界の脱炭素化に貢献することが期待されている。**

公募要領2. (1) 優れた技術等を活用したGHG排出削減事業を実施。

GHG排出削減効果の測定・報告・検証 (Measurement, Reporting and Verification) を実施。

JCMを構築している国等において、当該排出削減量について以下のプロセスでJCMクレジットの発行を目指す。

これらの対応を確実に実施いただくことについて、応募時と事業完了時に誓約書を提出いただきます。

①プロジェクト概要書

- ・当該事業についてJCMプロジェクトとしての異議がないか相手国に確認するためのプロジェクト概要書 (Project Idea Note : PIN) を作成。なお、PIN様式については、令和7年度に新様式に変更されていますので、新様式をご活用注意ください。

②プロジェクト登録

- ・交付決定後できるだけ早く、PDD作成 (承認済み方法論がない場合は承認済み方法論の作成) の準備・調整に着手するとともに、原則として、遅くとも補助事業の完了した日から1年以内までを目途に合同委員会へのプロジェクト登録申請 (ただし、二国間の協議状況等により発行申請を行えない場合については、その限りではない)
- ・プロジェクトに適用するJCMのMRV方法論の開発或いは開発者への情報提供

公募要領2. (1)

③ モニタリングの実施

- ・設備が稼働してからクレジット対象期間(10年固定)もしくは法定耐用年数のいずれか短い方の期間(以下、MRV期間とする。)満了まで、GHG排出削減量を測定し、報告
- ・設備が稼働した日からその年末までの期間及びその後の**当該設備の法定耐用年数が満了するまでの各年について、GHG排出削減効果(MRV期間のみ)**、設備の稼働状況並びに取得財産の管理状況を記載した事業報告書を環境省に提出

④ クレジット発行申請

- ・モニタリング実施結果を基に、クレジットの発行を申請
- ・原則として当該プロジェクトにより日本側に発行されたJCMクレジットは日本国政府の口座に納入
- ・事業に係る契約書等において、事業の実施によるGHG排出削減量がJCM規定に従ってクレジット化され配分されること等、パートナー国とのJCM二国間文書を遵守することを妨げない
- ・設備が稼働してから**MRV期間満了までの期間**を対象
- ・初回のクレジット発行申請は、原則としてJCMプロジェクトとして登録されてから1年以内。2030年までの削減量について2031年中あるいは2032年以降できるだけ早期に発行申請。

なお、必要に応じて、2030年以前にクレジット発行申請を行っていただく場合あり。

また、パートナー国におけるクレジット配分を行うため、共同事業者にパートナー国の登録簿に口座を開設して頂くことがある

公募要領3. (1) 本事業の対象は、以下の①～⑤の要件を満たす事業を実施できる設備の整備とする。

- ① JCMに関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれるグローバルサウス諸国において、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出削減を行うとともに、実現したGHG排出削減量をJCMに基づくクレジットとして獲得することで、我が国のNDCの達成に資する事業であること。
- ② GHGの排出削減量を定量的に算定し、検証できること。
- ③ JCMのルールガイドライン類に則して、クレジットの発行・移転にふさわしいプロジェクトであること。
- ④ 補助事業がパートナー国の持続可能な開発やSDGsの実現に寄与するものであること。設備導入や運転について、パートナー国の環境等の法体系を遵守し、かつ環境保全、人権対応に関する国際的な慣行・ガイドラインに従っていること。
- ⑤ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金を受けていないこと。採用する技術は、採択審査基準別添「技術別採択条件」に該当する技術である場合には、記載した条件を満たすこと。

本事業は、財務省の令和8年度予算執行調査の対象となりました。調査の結果により、公募期間中であっても設備補助事業の内容(補助金の対象となる事業、脱炭素技術、等)について変更となる可能性があります。

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/gaiyou.htm

公募要領3. (2)

日本との間でJCMを構築している32のパートナー国(令和8年4月17日現在)における事業の提案を優先します。

令和8年4月17日現在、以下の32カ国

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム※2、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ※2、フィリピン、セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン※1、モルドバ、ジョージア、スリランカ※3、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦※1、キルギス、カザフスタン、ウクライナ※1、タンザニア、インド※1※3、オマーン※1

※1 これらの国については、合同委員会の設置(両国事務局を含む)や関係するJCM規則・ガイドライン類(合同委員会運営規則、実施規則、プロジェクトサイクル手続)の合同委員会における策定がされ次第、パートナー国との合同委員会における関係プロセスを開始します。新規パートナー国との合同委員会の設置等の最新情報についてはJCMホームページの各パートナー国のページでご確認ください。

<https://www.jcm.go.jp/>

公募要領3. (2)

※2 パリ協定6条に関するポジティブリストに掲載されている技術を優先します。ポジティブリストに掲載されていない技術を排除するものではありませんが、その場合にはポジティブリストに掲載されていなくてもパートナー国において当該事業を実施する必要性について十分説得力のある説明ができるように準備をお願いします。

※3 **パリ協定6条に関するポジティブリストに掲載されている技術のみ採択の対象となります。**

相手国の国内制度や採択決定時点の当該国の情勢を踏まえ、採択を留保等する場合があります。**例えば、国内におけるJCMの承認等の手続きを検討中であって、検討が終了するまでは新たなプロジェクトの採択を認めない国や、プロジェクト登録、クレジット移転費等を徴収することを検討している国においては、その結果によっては設備補助事業の採択ができなくなる場合があります。**また、パートナー国の事情で審査に時間を要する場合がありますため、採択が遅延する可能性があります。このため、代表事業者又は共同事業者から事業概要等に関する説明をパートナー国政府関係者に事前に行っておくことが推奨されます。

公募要領3. (3) 本事業について補助金の交付を申請し、交付の対象者となることができる者は、次の①～④の要件を全て満たす者としてします。

① 次のいずれかに該当する日本法人であること

(ア) 民間企業

(イ) **地方公共団体**

(ウ) 独立法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

(オ) その他環境大臣の承認を得てGECが適当と認める者

② 国際コンソーシアムの代表事業者であること

③ 補助事業を的確に遂行するに足る次に示す点に関し、能力・実施体制が構築されていること。

・補助事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有すること

次の3つの事項のいずれにも該当しないこと:

(ア) 最近期の貸借対照表で債務超過でないこと

(イ) 営業利益が最近過去2年連続して赤字でないこと

(ウ) センターまたは環境省との間に未履行債務がないこと

・補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること

・明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せること

・事業の対象となる脱炭素技術について理解し、事業の実施を管理する能力を有すること

・共同事業者と合意のもと、事業実施に関する十分な体制が構築されていること

・補助金の返還が必要となった場合に返還能力を有すること

・補助事業(MRV実施期間を含む)への対応が継続的にできること

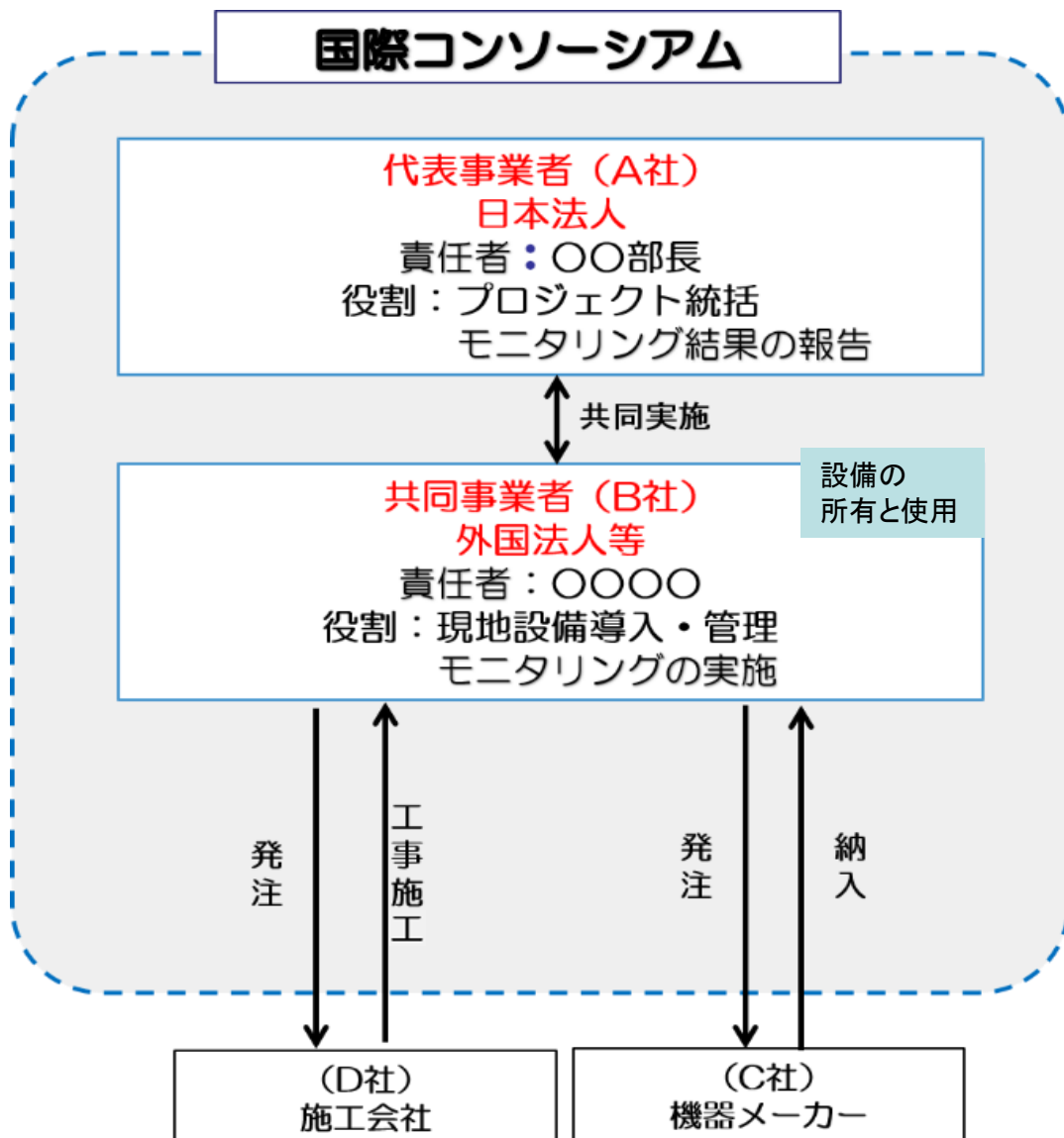
④ 「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

公募要領3. (4) ①国際コンソーシアムの代表事業者である日本法人の責務

- (ア) 本補助事業の応募の際、申請者となること。
- (イ) 円滑な事業実行と目標達成のために、事業の推進にかかわる取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行い、補助事業に係る経理、確定検査、その他の事務について一元的窓口となること。
- (ウ) 優れた脱炭素技術等の導入を行うこと。
- (エ) 代表事業者は、設備の購入・設置・試運転まで責任を負うとともに、補助事業完了後においては、**法定耐用年数の期間**、取得財産等が補助事業の目的に反して使用されないよう管理すること。
- (オ) 共同事業者における交付規程違反等に係る返還義務に関する全てのこと。

公募要領3. (4) ②国際コンソーシアムを構成する事業者の責務

- (ア) 当該事業に適用可能なMRV方法論開発を行う者に、当該方法論開発に必要な情報提供等の協力をする事。
- (イ) 第三者機関(TPE)による当該事業の妥当性確認及び対象工場・事業場におけるGHG排出削減量の検証を受けるに当たり、それを円滑に行うため、TPEに対する必要な資料及び情報の提供等の協力をする事。
- (ウ) 補助事業により導入する設備・機器は優れた脱炭素技術等を有するものを選定し、導入した設備・機器を所有、使用することにより、対象工場・事業場からのGHG排出削減対策を実施し、GHG排出量を算出するために必要なモニタリングを実施すること。
- (エ) モニタリング結果に基づき、導入設備によるGHG 排出削減効果を算出し、**その結果、及び当該設備の稼働状況、管理状況を当該設備の法定耐用年数の間において毎年、環境省に報告すること。ただし、GHG 排出削減効果報告はMRV期間の間のみとする。**
- (オ) JCMを構築している国において、JCM合同委員会へのプロジェクト登録等の必要な措置をとること。
- (カ) JCM合同委員会に対し、当該プロジェクトによるクレジットの発行申請を行い、発行されたJCMクレジットを、日本国政府の口座に納入すること。
- (キ) 補助事業の完了後においても、法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理を行い、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (ク) 国際コンソーシアムを構成する事業者の変更が承認された場合においても、上記(ア)～(キ)の措置を継続実施すること。



公募要領2. (4)②

- ・国際コンソーシアムとは、日本法人(代表事業者)と外国法人等(共同事業者)により構成され、事業を効率的に実施する組織。
- ・交付申請は、代表事業者が行なうこと。
- ・代表事業者及び共同事業者は、GECが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。

公募要領3. (5)

①リース案件について

国際コンソーシアム内の代表事業者又は共同事業者が他の共同事業者へ、設備補助事業により取得した財産をリース契約により貸し付ける場合は、応募時にリース契約書(案)及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(リース料算出内訳)の提出が必要。

なお、設備が稼働してから法定耐用年数満了までの期間中にリース契約が終了する場合は、リース契約を継続するか、若しくは取得した財産を国際コンソーシアム内の共同事業者へ譲渡することにより、法定耐用年数満了まで設備の稼働を継続する必要がある。

②クロスボーダー延払案件について

国際コンソーシアム内の代表事業者又は共同事業者が、他の共同事業者へ設備をクロスボーダー延払(注)により販売する場合(当初から所有権が移転することが前提)は、設備を所有して事業を行う者が補助金相当分裨益していることを証明できる書類(延払額算出内訳)を応募時に提出することが必要。ただし設備を販売する事業者が延払に伴う利息を得ることは差し支えない。

注:「クロスボーダー延払」とは、分割払いによる売買(延払販売又は割賦取引など)を国境をまたいで行うこと。
※代表事業者以外の法人(日本または第三国に所在)が延払販売を行う場合は、当該法人は少なくとも設備購入者による賦払金の支払が完了するまでの間は、国際コンソーシアム内の共同事業者であることが必要。

JCM事業のさらなる拡大を目的とし令和2年度よりリース案件に適應できるJCMエコリース事業を開始。
モニタリング期間を短縮し事業報告期間の負担を軽減すること及び提案書作成の負担を低減する。

補助金額 : 補助金額は5カ年で**エコリース案件全体**で原則総額5億円以下を目安

対象国 : JCM締結国

事業形態 : リース

代表事業者 : リース会社のみ応募可能

補助率 : リース料の総額に対して**10%以下**

MRV期間 : リース期間

リース期間 : 原則5年以上

補助対象経費 : リース料のうち**設備費相当分**とそれに伴うリース金利のみ

補助対象技術分野 :

原則としてJCM承認済み方法論 (Approved methodology) あるいはJCM提案方法論 (Proposed methodology) がある事業を対象

直近3期分の経理状況を示す資料 :

代表事業者のみ経理状況資料の提出を義務付け、共同事業者の経理状況資料の提出は不要

JCMエコリース事業関連書類の提出 :

応募時にリース契約書(案)及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(リース料算出内訳)を提出すること

公募要領3. (6) 補助対象経費

補助対象設備(エネルギー起源CO₂を含むGHG排出削減に直接寄与する設備)の整備に係る以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

各費目の内容は、別表1に定める。

- ①本工事費
- ②付帯工事費
- ③機械器具費
- ④測量及試験費
- ⑤設備費(モニタリング機器含む)
- ⑥事務費
- ⑦その他必要な経費でGECが承認した経費

<補助対象外経費>

以下の費用は補助対象外となるものの事例

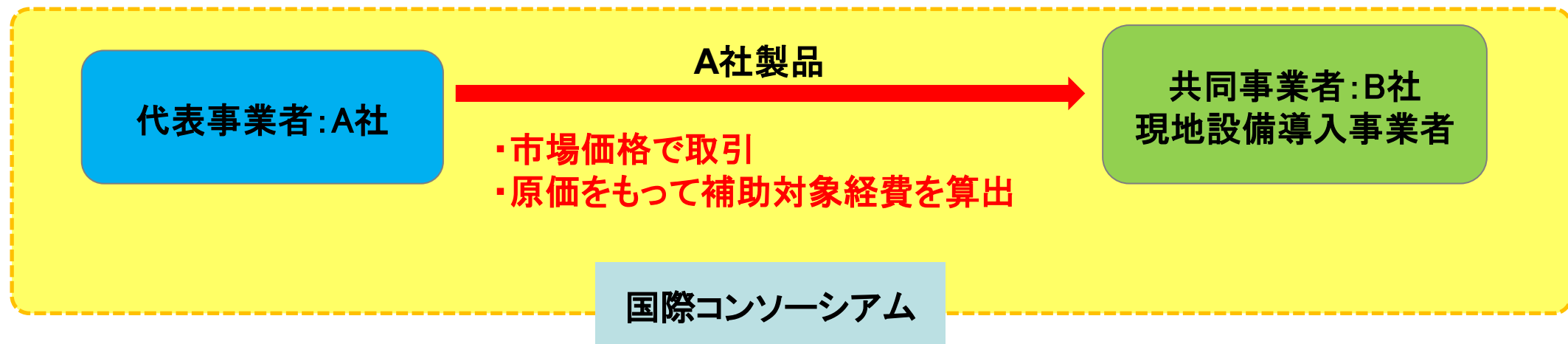
- ①既存設備の撤去費(撤去費に係る諸経費も含む)
- ②導入設備の保守、非常用設備、安全・衛生、防火・防犯に要する機器及び消耗品
- ③土木工事費、建屋等の建設費(エネルギー起源CO₂排出削減に直接寄与する構造物を除く)
- ④既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ⑤予備品
- ⑥本補助事業に係る報告書等の作成や現地検査等に要する費用
- ⑦為替予約手数料、銀行振込手数料
- ⑧土地取得費

国際コンソーシアム構成員自身が自社製品等の調達等を行う場合、通常の市場価格で取引しても差し支えない。ただし補助対象経費の算出に当たっては、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上すること。

- ※ 当該構成員の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。
- 参考:「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引

2. 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上します。



公募要領3. (7)

補助金の交付額

- ・本事業の総予算額は5カ年で**約105億円**を想定しています。
- ・実際に交付する補助金額は、(事業完了後に)GECが発行する交付額確定通知書によって、交付すべき補助金額として確定される

公募要領3. (8)

補助率の交付額の上限

- ・1件当たりの補助金の交付額は、20億円以下を目安とする
JCMエコリース事業の予算額は5カ年で総額5億円以下を目安
- ・補助金の交付額は補助対象経費の総額に補助率を乗じた金額を上限とする
JCMエコリース事業の補助金の交付額はリース導入費(補助対象の設備費相当分とそれに伴うリース金利)に、**10%以下の補助率を乗じた金額を上限**

補助事業を実施する国において、過去に採択されたJCMに係る補助事業のうち類似技術を活用している件数(応募時点)に応じて、下記のとおり補助率の上限を設定する。

※詳細は別添2「類似技術の分類 各パートナー国における採択実績」を参照のこと。

事業を実施する国における「類似技術」のこれまでの採択案件数	0件 (初の導入事例)	1件以上 3件以下	4件以上 7件以下	8件以上 9件以下	10件以上
補助率の上限	50%	40%	30%	20%	不採択

太陽光発電単独事業(シリコン型のものであって、蓄電池が設置されていないもの。)については各国における採択件数を3件 までとします。また、補助率の上限を20%とします。

公募要領3. (8) 費用対効果の上限

エネルギー起源二酸化炭素を含むGHGの排出削減総量に係る補助金額の費用対効果（GHG排出量を1トン削減するために必要な補助金額）による上限

GHG削減費用対効果 [円/tCO₂eq] = 補助金額[円] ÷ GHG排出削減総量[tCO₂eq]

GHG排出削減総量[tCO₂eq] = GHGの年間排出削減量 [tCO₂eq/年] × **MRV期間** ※[年]

採択実績 件数	太陽光発電	小水力発電	左記以外
0～2件	2千5百円/tCO ₂ eq以下	1千円/tCO ₂ eq以下	4千円/tCO ₂ eq以下
3～4件	採択しません		3千円/tCO ₂ eq以下
5～9件			
10件以上	採択しません		

公募要領3. (9) 補助事業の実施期間

交付決定日以降に補助事業を開始し、最長で令和13年1月31日までに事業を完了させること。

各パートナー国における類似技術の採択実績

別添2 類似技術の分類 各パートナー国における採択実績件数

17 April 2026

同一の設備補助事業に複数技術を導入する場合はそれぞれ件数をカウントしています。

補助率(シリコン型太陽光発電を除く):	上限50% (0件)	上限40% (1-3件)	上限30% (4-7件)	上限20% (8-9件)	対象外 (10件以上)
補助率(シリコン型太陽光発電):	上限20% (0-2件)	対象外 (3件以上)			

分野	技術	JCM方法論	モンゴル	バングラ	ケニア	モルディ	ベトナム	ラオス	インドネ	コスタリ	パラオ	カンボジ	メキシコ	サウジア	チリ	ミャン	タイ	フィリ	チュニシ	ジョージ	スリラン	合計 (Total)
			MN	BD	KE	MV	VN	LA	ID	CR	PW	KH	MX	SA	CL	MM	TH	PH	TN	GE	LK	
1. 省エネルギー	空調機(エアコン)	VN_AM006, ID_AM004					4		2								1					7
	冷凍機(空調用)	BD_AM001, VN_AM011, ID_AM002, CR_AM002, KH_AM003, TH_AM003, TH_AM005		2			5		5	1		1					5					19
	冷凍機(冷蔵・冷凍用)	ID_AM003, MM_AM002, TH_AM008, TH_AM011, TH_AM013							1							2	4					7
	吸収式冷凍機(廃熱利用)	ID_AM022, TH_AM020							2								2					4
	旋回流誘引型成層空調システム	TH_AM006															1					1
	冷蔵・冷凍ショーケース	ID_AM008, TH_AM014								1							1					2
	ボイラ	MN_AM002, ID_AM015, MM_AM003, TH_AM010, ID_AM029	2				2		4				1			2	3					14
	熱湯ボイラ								1													1
	ヒートポンプ	VN_AM012, ID_AM010					1		1									1				3
	廃熱回収温水器	CR_AM003									1											1
	廃熱予熱利用システム	TH_AM012														2	1					3
	熱交換器	TH_AM018																1				1
	蓄圧器	VN_AM005, LA_AM003					4	2														6
	LED照明	ID_AM005, ID_AM020, TH_AM016							2									1				3
	LED照明(調光システム含む)	ID_AM018, KH_AM001					2		1			1										4
	ポンプ	VN_AM013					1															1
	コンプレッサー	TH_AM002					1															2
	融雪システム	ID_AM024							1													1
	リシエネバーナー	ID_AM009							1													1
	天然ガス溶融炉	VN_AM010					1															1
	誘導型熱式溶融炉																					1
	天然ガス溶融炉									1												1
	アルミインゴット製造炉																					1
	電力加熱炉																					1
	空調制御システム	VN_AM015						1														2
	ポンプ制御用インバーター	KH_AM005						1					1									2
	橋機	BD_AM003, ID_AM011, TH_AM004		1						2			1									4
	段ボール古紙処理設備	ID_AM012								1												1
	電機形成設備	VN_AM009						1														1
	食糧乾燥機	SA_AM001, TH_AM015													1							2
ワイヤー振り線機	VN_AM014						1														1	
高効率減速機	ID_AM028								2												2	
多重効率蓄電システム												1									1	
射出成型機	ID_AM025								1												1	
2. 再生可能エネルギー	シリコン型太陽光発電	MN_AM003, BD_AM002, KE_AM002, MV_AM001, VN_AM007, LA_AM002, ID_AM013, CR_AM001, PW_AM001, KH_AM002, MX_AM001, CL_AM001, TH_AM001, PH_AM002	5	1	4	1	16	2	13	1	5	4	2	2	12	1	24	11	4	1	3	112
	太陽光発電+蓄電池	MV_AM002, ID_AM017, CL_AM002	1				1	1	2		1	2			3		3					13
	小水力発電	KE_AM003, ID_AM019, ID_AM021, PH_AM001					1		10													14
	風力発電						1															1
	地熱発電(バイナリー)																	3				3
	地熱発電(フラッシュ)																			2		2
	バイオマス発電	ID_AM027, MM_AM004, PH_AM003, CL_AM003					3								1	1						5
	バイオガス発電																					1
	バイオマス燃焼ボイラ(固体)	TH_AM019					2											1				3
	バイオガス燃焼ボイラ																1					2
	太陽光発電+ヒートバッテリー																	1				1
	バイオマスコジェネレーション	ET_AM003																				2
バイオガス生成								1													2	
3. エネルギーの有効利用	廃熱利用発電	ID_AM001, MM_AM005, TH_AM007							1							1	2				4	
	ガスコジェネレーション	ID_AM016, ID_AM023, TH_AM009, TH_AM020							2													6
4. 廃棄物	蓄電池														1						1	
	廃棄物発電	MM_AM001					1									1					2	
5. 交通	メタン回収発電											1									1	
	デジタルタコグラフ	VN_AM001					1														1	
合計	CNGディーゼル混焼バス	ID_AM026					1		1												1	
	リーフターコンテナ						1														1	
技術の件数: 56件		方法論の件数: 89件	8	4	4	1	51	5	60	3	6	9	5	3	17	11	64	21	1	3	280	

類似技術に関する方法論の適格性要件はJCMウェブサイト参照: <https://www.jcm.go.jp/methodologies/all>

GHG排出削減量について2種類を算定して頂きます

①リファレンスからのGHG排出削減量

日本に発行されたクレジット量をパートナー国が相当調整した後も、同国のNDC目標の達成に貢献できるように、BaU排出量を下回るレベルで設定するものです。従って以下としてください。

- ・各国の最新のNDCを考慮に入れ、BaUより低く設定すること。
- ・グリッド電力を置き換える場合には、次ページの各国ごとの排出係数を用いること。

②BaUからのGHG排出削減量

事業を実施しなかった場合に排出されるGHG排出量

(例)・再生エネルギー事業

グリッド電力を置き換える場合は、その地域における現時点のグリッド排出係数を使用

・省エネルギー事業

現在工場等で使用している設備を置き換える場合は、現在使用している設備の排出量

新設工場などに新たに省エネルギー設備を導入する場合は、現時点においてその国で一般的に使われている同種設備の排出量

No.	パートナー国	省エネルギー	再生可能エネルギー (PV、風力、水力等)
		グリッド電力のみ代替する場合、または グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合	
1	モンゴル	別表1参照	
2	バングラデシュ	0.584	0.376
3	エチオピア	0.03	0.03
4	ケニア	0.096	0.070
5	モルディブ	0.606	0.533
6	ベトナム	0.558	0.322
7	ラオス	0.288	0.271
8	インドネシア	別表2参照	
9	コスタリカ	0.038	0.03
10	パラオ	0.647	0.533
11	カンボジア	別表3参照	0.353
12	メキシコ	0.444	0.312
13	サウジアラビア	0.596	0.449
14	チリ	別表4参照	
15	ミャンマー	0.3948	0.319
16	タイ	0.432	0.305
17	フィリピン	別表5参照	
18	セネガル	0.487	0.360
19	チュニジア	0.401	0.382
20	アゼルバイジャン	0.451	0.372
21	モルドバ	0.569	0.244
22	ジョージア	0.105	0.088
23	スリランカ	0.61615	0.300
24	ウズベキスタン	0.576	0.338
25	バプアニューギニア	0.655	別表6参照
26	アラブ首長国連邦	0.3456	0.334
27	キルギス	0.177	0.085
28	カザフスタン	0.8	0.526
29	ウクライナ	0.477	0.280
30	タンザニア	0.415	0.091
31	インド	0.73639	0.435

公募要領4. (1) 採択案件の選定方法

応募者より提出された書類等をもとに、別添2「採択審査基準」に基づき、GECによる審査を行い、環境省と協議の上、JCMの地理的、技術的な配分等を踏まえ代表事業者を選定し、**日本との間でJCMを構築している国の合同委員会において採択に異論がないことを確認の上、予算の範囲内において採択案件を決定(交付内示)する。**

公募要領4. (2) 審査方法

審査基準の「(1)基礎審査」項目および「(2)評価審査」項目に基づき提案書の書面審査を行い、ヒアリング審査を実施。なお、書類審査により合格水準を満たさないと判断した場合にはヒアリング審査を行うことなく不合格とする。

審査の過程で追加資料の提出等を求めることがある。

ヒアリング審査は、応募書類受領後随時実施する予定。

公募要領4. (2) 審査項目<基礎審査項目 採択審査基準から抜粋>

- 1) 申請者が補助事業者の要件を満たしているか
- 2) 二国間クレジット制度を通じて、確実なエネルギー起源二酸化炭素を含むGHGの排出削減効果が期待でき、我が国のNDCの達成に貢献できるか
 - ・事業を実施するパートナー国等における気候変動政策と合致しているか
 - ・エネルギー起源二酸化炭素を含むGHGの排出が削減される技術であるか(削減・吸収効果が定量化できるか、生産量の減少等活動量の低減によるものでないか、他の削減・吸収要因と明確に区別できるか等)
 - ・年間の想定GHG排出削減量が1万トン以上であるか

※但し、環境省が実施する「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」や各種海外におけるFS事業・実証事業、その他経済産業省など他省庁によるJCMを出口戦略として掲げた事業等による支援があった案件等で、当該事業の成果を踏まえて設備補助事業への応募に至った案件等については、その政策的意義を踏まえ1万トン未満のプロジェクトであっても、例外的に採択する可能性があります。
- 3) 補助金の交付により、民間企業等による優れた脱炭素技術等を活用した事業への投資を促進するものであるか
- 4) 補助事業で採用する脱炭素技術等の優位性を客観的に示すことができるか
- 5) 補助事業で採用する脱炭素技術等は国際的には実用化されており、パートナー国等に導入できるものであるか

公募要領4. (2) 審査項目<基礎審査項目 採択審査基準から抜粋>

- 6) 導入する脱炭素技術等にパートナー国等では現時点では十分に普及しておらず、同国での市場性があり、普及の可能性が高いか。また、同国における当該技術の自律的普及のための具体的な戦略があり、将来的に民間事業としての普及につながるか

同一国における類似技術の採択実績が10件以上である下記の国においては、当該技術の採択はしない。

・小水力発電:インドネシアは応募できません

・太陽光発電単独事業(シリコン型のものであって、蓄電池が設置されていないもの。)については各国における採択件数を3件までとする。

応募可能な国(20か国)

バングラデシュ、エチオピア、モルディブ、ラオス、コスタリカ、メキシコ、サウジアラビア、ミャンマー、セネガル、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦、キルギス、カザフスタン、ウクライナ、タンザニア、オマーン

- 7) GHG排出削減量算定の方法論及びモニタリング方法は適切か
- 8) 補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか
- 9) 「脱炭素インフライニシアティブ(令和3年6月、環境省策定)」、「地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)」、「環境省 COP26後の6条実施方針(令和3年11月、環境省発表)」、「**環境インフラ海外展開基本戦略(令和7年版)(令和7年8月環境省策定)**」等に沿っているか

公募要領4. (2) 審査項目<基礎審査項目 採択審査基準から抜粋>

- 10) 環境・社会経済に関する法体系などを順守しているか
- 11) 持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)の実現へ寄与しているか
- 12) 代表事業者は「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)(令和2年10月、ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議策定)(以下URL参照)に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応(人権デューディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等)に取り組んでいるか。その取組内容について具体的に示せるか。また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議策定)(以下URL参照)に沿って、企業が自らの責任の下、サプライチェーン等における最善の人権対応(人権デューディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等)に取り組んでいるか。その取組内容を具体的に示せるか。
- 13) JICA、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携して事業を行う場合、補助事業の対象範囲(補助金が直接使用される部分に限る)と、ODA(政府開発援助)に該当する出資・融資を受ける事業の対象範囲を明示できるか
- 14) 本事業の補助により導入する設備等について、日本国政府からの他の補助金を受けていないか
- 15) パートナ 一国政府又は国有企業等によるの入札事業である場合、あるいは固定価格買取制度(FIT:Feed in Tariff)が適用される場合、パートナー国政府から日本政府へのクレジット移転の合意を取り付けているか
- 16) パリ協定6条に関するポジティブリストがある国については、ポジティブリストに掲載されている技術かどうか、記載されていない技術の場合、JCMプロジェクトとして実施する必要性を説明できているか

公募要領4. (2) 審査項目<評価審査項目 採択審査基準から抜粋>

(A)プロジェクト遂行体制の確実性(以下の項目について総合的な評価を行う)(20点)

- ①代表・共同事業者の経営健全性及び事業遂行能力(10点)
- ②事業実施体制の構築状況(国際コンソーシアムを構成する各メンバーの役割分担についての意思決定状況を含む)(10点)

(B)事業の確実性(30点)

- ①事業計画(事業スケジュール、導入サイトの決定、事業権及び許認可の取得見込み、売電する場合は売電契約の締結見込みを含む。なお、事業実施に係る権利に入札を要する案件については、補助金活用による効果、入札予定日を含む入札スケジュールを明示すること)(10点)
- ②事業の採算性(経済性・収支予測・投資回収年数などを含む。但し、投資回収年数は補助金ありで3年以上であることを目安とする)(10点)
- ③資金計画の妥当性(資金を負担する者ごとの負担額が明確に定められていること、資金の調達方法に確実性があることを含む)(10点)

公募要領4. (2) 審査項目<評価審査項目 採択審査基準から抜粋>

(C)エネルギー起源二酸化炭素を含むGHGの排出削減総量とその確実性(20点)

GHG排出削減総量の計算方法は以下とする。

$$\text{GHG排出削減総量[tCO}_2\text{eq]} = \text{GHGの年間排出削減量 [tCO}_2\text{eq/年]} \times \text{MRV期間 [年]}$$

GHGの排出削減総量とその確実性は、以下の各項目も踏まえ総合的な評価を行う。

- ①導入設備の運営維持管理体制及びモニタリングの実施体制
- ②MRV実施期間におけるリスク(設備稼働後)とその対処方法

(D)エネルギー起源二酸化炭素を含むGHGの排出削減総量に係る費用対効果とその確実性(20点)

GHG排出削減総量に係る補助金額の費用対効果の計算方法は以下とする。

$$\text{GHG削減費用対効果 [円/tCO}_2\text{eq]} = \text{補助金額[円]} \div \text{GHG排出削減総量[tCO}_2\text{eq]}$$

費用対効果とその確実性は、(C)と同様に以下の各項目も踏まえ総合的な評価を行う。

- ①導入設備の運営維持管理体制及びモニタリングの実施体制
- ②MRV実施期間におけるリスク(設備稼働後)とその対処方法

公募要領4. (2) 審査方法及び審査項目<評価審査項目 採択審査基準から抜粋>

(E)補助事業者の2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けた取組(10点)

①2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減目標の設定

- ・2050年またはそれ以前のカーボンニュートラル達成(Scope1+2)など、補助事業者が設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載する。(3点)
- ・中間目標(例:2013年度比2030年度46%以上の削減)、Scope3の削減目標等を設定している場合は、それらも記載する。(3点)

※目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載するか、該当資料を添付すること。

②デコ活応援団への参画(2点)

③デコ活宣言への登録(2点)

<参考>

・デコ活ホームページ(環境省)

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>



出典: <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

公募要領4. (2) 審査項目<評価審査項目 採択審査基準から抜粋>

(F)加点項目

コ・イノベーションによる脱炭素事業(前身の「コ・イノベーションによる途上国向け低炭素技術創出・普及事業」等の前身の事業を含む。)または技術創出・普及または水素等新技术導入事業で実施した事業(5点)

コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業(前身の「途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業」を含む。)または水素等新技术導入事業

事業展開の確実性が担保された事業

設備補助事業

(F)加点項目

「環境省 脱炭素インフライニシアティブ(令和3年6月)」のJCMにおける注力すべき分野のうち、以下の先進的な技術を導入する事業(※採択実績がある国は除く)(5点)

- ①再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、グリーン水素等)
- ②グリーン物流(コールドチェーンを含む)(ノンフロン冷却装置、モーダルシフト、空港・港湾等)
- ③廃棄物インフラ(廃棄物発電等)

太陽光発電

太陽光発電モジュールについては、変換効率が22.5%以上であること

※シリコン型太陽電池の場合のみに適用し、ペロブスカイト太陽電池等壁面に建材一体型のモジュールを設置するなどの特殊用途を除く

太陽光発電＋蓄電池

次の要件をいずれも満たすものであること

・太陽光発電モジュール

太陽光発電モジュールについては、変換効率が22.5%以上であること ※壁面に建材一体型のモジュールを設置するなどの特殊用途を除く。

・蓄電池について

(1) 蓄電池は、導入する太陽光発電モジュールで発電された電力のみを充電するものであり、蓄電池から供給される電力量が測定できること

(2) 蓄電池導入の必要性について、以下の要件のいずれかを満たすこと

1) オフグリッドエリアへの導入

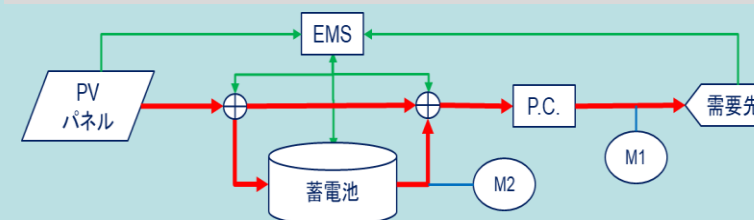
2) グリッドに電力を供給する場合であって、蓄電池の設置がパートナー国のエネルギー政策や方針に合致していることが確認できること、あるいは蓄電池の設置が当局の要求仕様に含まれており、それが合理的であることを確認できること。但し、蓄電池容量(MWh)は太陽光発電モジュール全体の定格容量(MW)で1時間発電した場合の電力量(MWh)の20%以上を蓄電できる容量があること。

3) 工場内自家消費や、地域電力供給事業においては以下のいずれも満たすこと

①蓄電池には、原則毎日充放電が行われること。

②蓄電池容量(MWh)は、太陽光発電モジュール全体の定格容量(MW)で1時間発電した場合の電力量(MWh)の20%以上を蓄電できる容量があり、発電量と需要量の差が最大になる日に蓄電できる容量以下であること。

注1) 蓄電池から供給される電力量の測定
蓄電池から需要先に供給される電力量を測定する。(M2)
→補助対象蓄電池は、導入する太陽光パネルからの電力のみを充放電し、これを正しく測定する



3. 蓄電池単独

- (1) 蓄電池は、再生可能エネルギー発電設備で発電された電力のみを充電するものであり、蓄電池から供給される電力量が測定できること
- (2) 蓄電池導入の必要性について、以下の要件を満たすこと
 - ・接続先において、供給電力に余剰がありかつ出力規制等により再生可能エネルギーの電力が有効に使用されていない状況があること。
 - ・供給電力に余剰があることや出力規制等については、正当、合理的理由が示されること。またMRV期間継続する見込みを示すこと。

公募要領4. (3) パートナー国との合同委員会における関係プロセス ＜評価審査項目 採択審査基準から抜粋＞

ヒアリング審査後、

採択候補案件についてPIN (Project Idea Note for the JCM Project)をパートナー国に送付いたします。

JCM事務局で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認した上で、JCM事務局からパートナー国政府との合同委員会へ送付し、採択に異議がないことを確認した上で、採択案件を決定する。なお、このプロセスの期間はパートナー国により異なり得る。また、パートナー国側からの照会内容についてはJCM事務局からセンターを通じ、応募者に随時照会が行われ、ご対応を頂く可能性がある。

交付決定の迅速化のために、このプロセスに入った案件は交付申請の準備を進めて頂くようお願いします。

(ただし、パートナー国から異論のないことが確認できない場合には採択されませんので、ご承知おきください。)

公募要領4. (3)

PIN 記入指針(1)

Project Idea Note for JCM Project⁴⁾

○○○Project in ZZZ, XXX (Title of the project)⁴⁾

(Should be self-explanatory and clearly indicate the activity leading to GHG emissions reductions / removals)⁴⁾

Date of Submission: dd/mm/yyyy⁴⁾

Partner country: XX⁴⁾

PIN reference number*: _____⁴⁾

(*For the secretariat use only)⁴⁾

The information described in this document may change as the project develops.⁴⁾

1. Description of the project, including how the project reduces/removes GHG emissions⁴⁾

例①: 本プロジェクトは、XXXX共和国 ZZZ州 YYYに 10MWの廃棄物発電プラントを建設するものである。この施設は、従来埋立処分されていた廃棄物を 1日あたり 400トン焼却処理するために導入される。廃棄物は焼却処理され、その廃熱を利用して発電を行う。これにより、化石燃料由来の電力を廃棄物焼却由来の再生可能エネルギーに転換すると同時に、埋立地から大気中へ排出されるメタンガスの削減も実現する。年間排出削減量は 40,000トン CO2年と見込まれている。⁴⁾

例②: 本プロジェクトは、XXXX共和国 ZZZ州 YYYにおいて 20MWの木太陽発電設備及び 80MWhの蓄電池を導入するものである。木太陽発電設備で発電された電力は日中一部はグリッドへ売電され、残りは蓄電池に蓄電される。夜間は蓄電池に蓄電した電力をグリッドに放電する。発電された電力は全量グリッドに売電されるため、同国の化石燃料ベースの電力を再生可能エネルギーに代替することで温室効果ガス (GHG) 排出量を大幅に削減する。予想される GHG排出削減量は年間 15,000トン CO2相当である。⁴⁾

*Please also explain the implementation structure, such as financial structure, money flow of the project, as far as possible.⁴⁾

2. Reasons and rationale for implementing the project under the JCM⁴⁾

*Please explain why the project participants propose to implement the project under the JCM, instead of a purely commercial project. Please also describe how the proposed project provides any benefits to the partner country, given that the partner country should apply corresponding adjustments for JCM credits acquired by Japan.⁴⁾ Please also explain how the project aligns with an eligible/positive list or relevant guidance in the partner country, if applicable.⁴⁾

例①: _____⁴⁾

本プロジェクトでは高価な設備を導入するため、結果として初期投資コストの増加をもたらすことから、プロジェクトからの収益のみでは採算性が確保できず、JCM補助金によるコストインセンティブが不可欠である。(日本政府は、日本側で発行される JCMクレジットの全てを取得することを前提に補助金を交付することで本プロジェクトに関与する。) 本事業の経済性評価では、補助金なしでの IRR は 7.0%、投資回収年数は 12.3年であったが、補助金ありでの IRR は 8.8%に向上、投資回収年数は 10.6年に短縮する。⁴⁾

本プロジェクトで導入する設備は、同国では初めての廃棄物発電設備であり、本設備が同国のロールモデルとして、今後同様の設備が同国に普及することが期待される。本プロジェクトの実施によって、XX国における廃棄物処理の技術的な知見が移転されることに加え、廃棄物の堆積がなくなり、メタンガス排出の減少に貢献する。また廃熱を発電に活用し再生可能エネルギーを生み出すことにより、同国の化石燃料の使用量の減少による二酸化炭素排出量の減少にも貢献する。本プロジェクトを通じて達成された温室効果ガス総削減量は、XX国のインベントリに反映され、XX国の NDC 達成に寄与する。⁴⁾

例②: _____⁴⁾

本プロジェクトをXX国で実施するには、プロジェクト収益だけではプロジェクト参加者に生じる費用を考慮したプロジェクトの収益性を確保するには不十分であるため、JCMクレジット取得に対する補助金をコストインセンティブとして活用することが不可欠である。(日本政府は、日本側で発行される全ての JCMクレジットの取得を前提に補助金を交付することで本プロジェクトに関与する。) 本事業の経済性評価では、補助金なしでの IRR は 8.0%、投資回収年数は 13年であったが、補助金ありでの IRR は 9.7%に向上、投資回収年数は 10.6年に短縮する。⁴⁾

導入される木太陽パネルは変換効率が 23.2%と非常に高く、両面パネルのため地表からの反射光も利用して発電する。さらに、トラッカーを付けることで日射量を最大限に発電に活かす。BESS は高速度応答能力を持ち、長寿命かつ電力ロスの少ないモデルを選定した。このようにして日中発電された電力の一部はグリッドに売電されるものの、大半は蓄電池に蓄電し夜間に放電することにより、グリッドへの負荷を軽減するとともに、電力の安定的な供給を行う。今回導入する両面式のパネルやトラッカーは XX国では導入実績がほとんどなく、木太陽発電設備に蓄電池を導入する例もないため、本プロジェクトが契機となり同国における再生可能エネルギーの有効活用の促進が期待できる。本プロジェクトを通じて達成された温室効果ガス総削減量は、XX国のインベントリに反映され、XX国の NDC 達成に寄与する。⁴⁾

3. Location of the project⁴⁾

例: _____⁴⁾
 XXXX Village, YYY State, 50100, Republic of XX⁴⁾

4. Expected Schedule of the project⁴⁾

Expected starting date of operation ⁴⁾	dd/mm/20yy ⁴⁾
Expected schedule up to the starting date of operation. ⁴⁾	例: _____ ⁴⁾
	mm/202x: PIN No objection ⁴⁾
	mm/202x: Financial close ⁴⁾
	mm/202x: EPC contract ⁴⁾
	mm/202x: Start of installation. ⁴⁾
	mm/202y: Completion of installation of the system ⁴⁾
	mm/202y: Commissioning ⁴⁾
	mm/202y: Approval of the methodology ⁴⁾
	mm/202y: Start of commercial operation ⁴⁾
	mm/202z: Registration of the project ⁴⁾

5. Type and duration of crediting period⁴⁾

- Fixed period of 10 years⁴⁾
- Renewable period of five (5) years, which may be renewed twice at the maximum⁴⁾
- Other (please specify: _____)⁴⁾

6. Expected scale of investment and financial sources⁴⁾

Total investment cost ⁴⁾	In national currency: XXXX 30,000,000 (converted by using the exchange rate of JPY/XXX for reference) ⁴⁾
	In Japanese Yen: JPY 4,500,000,000 ⁴⁾
Total investment: ⁴⁾	_____ ⁴⁾
CAPEX: ⁴⁾	_____ ⁴⁾
Breakdown: ⁴⁾	_____ ⁴⁾
Solar modules: 7,613,000 ⁴⁾	_____ ⁴⁾
Inverter: 3,204,000 ⁴⁾	_____ ⁴⁾
Tracker: 4,608,000 ⁴⁾	_____ ⁴⁾
SCADA: 2,065,653 ⁴⁾	_____ ⁴⁾
Transformer: 2,600,000 ⁴⁾	_____ ⁴⁾
BESS: 9,909,347 ⁴⁾	_____ ⁴⁾
Sub total 30,000,000.00 ⁴⁾	_____ ⁴⁾

Contribution by Japanese private finance ⁴⁾	In national currency: _____ ⁴⁾ In Japanese Yen: _____ ⁴⁾ * _____ ⁴⁾
Contribution by the Government of Japan for the JCM ⁴⁾	In national currency: XXXX 13,333,334 ⁴⁾ In Japanese Yen: JPY 2,000,000,000 ⁴⁾ ** _____ ⁴⁾ * Subsidy Programme for the JCM Facility Introduction ⁴⁾
Contribution from the existing schemes and programmes of Partner Countries ⁴⁾	In national currency: _____ ⁴⁾ In Japanese Yen: _____ ⁴⁾ ** _____ ⁴⁾

* Please explain how the project will be financed and what financial contribution or economic incentive will make the project viable, in case there is no financial support from the Government of Japan for the JCM.⁴⁾

** Please explain what kind of financial support is expected, in case there is financial support from the Government of Japan for the JCM or from the existing schemes and programmes of the Government of partner country.⁴⁾

7. Applicable JCM methodology(ies)⁴⁾

- Existing methodology(ies) (Please specify) XX国の例: XX AM004⁴⁾
- New methodology(ies) needed (Briefly explain the status below)⁴⁾

ABC社による適用方法論の開発は、CL AM0XX手法を参照しつつ、設備導入と並行して実施される予定。⁴⁾

8. Expected Mitigation Outcome (GHG emission reductions/removals)⁴⁾

Mitigation Outcome ⁴⁾	Amount ⁴⁾	Explanatory note Please explain how those numbers are calculated and the reason for allocation. ⁴⁾
A. Expected GHG emission reductions/removals against reference emissions* (JCM credits) ⁴⁾	72,000 ⁴⁾ tCO2eq/year ⁴⁾ (average) ⁴⁾	例: _____ ⁴⁾ 想定排出削減量 (tCO2eq) ⁴⁾ 2026 72,000 ⁴⁾ 2027 72,000 ⁴⁾ 2028 72,000 ⁴⁾ 2029 72,000 ⁴⁾ 2030 72,000 ⁴⁾ 2031 72,000 ⁴⁾ 2032 72,000 ⁴⁾ 2033 72,000 ⁴⁾ 2034 72,000 ⁴⁾ 2035 72,000 ⁴⁾ TOTAL : 720,000 ⁴⁾ * Reference emissions : 360,000 tCO2eq/year ⁴⁾ Reference emissions are calculated based on the amount of grid electricity displaced by the project multiplied by the conservative emission factor of the grid. ⁴⁾ * Project emissions : 288,000 tCO2eq/year ⁴⁾ Project emissions from a solar PV system(s) and BESS(s) are assumed to be zero, and the quantity of auxiliary electricity for maintaining BESS operation is the project emissions. ⁴⁾
(optional) Credits acquired by Japanese ⁴⁾	44.4% ⁴⁾	_____ ⁴⁾

公募要領4. (3)

PIN 記入指針(2)

companies and/or government ⁴⁾ (optional) Credits acquired by partner country's companies and/or government ⁴⁾ <i>These reductions should be reflected in the partner country's GHG inventory⁴⁾</i>	55.6% ⁴⁾	Along with the JCM rules and guidelines, the percentage of JCM credit allocation among the project participants of Japan, the project participants of (Partner Country), the Government of Japan and the Government of (Partner Country) respectively. ⁴⁾ The preliminary allocation above is proposed based on the following standard formula: ⁴⁾ A percentage of JCM credits that Japan will acquire from a JCM project (%) ⁴⁾ = Amount of financial support from Japan x 100 ⁴⁾ / Total project cost ⁴⁾ Where "Japan" is the Government of Japan and Japanese participants. "Amount of financial support from Japan" is the actual amount of financial support utilized by the project participants to implement the JCM project. "Total project cost" are capital expenditures directly contribute to GHG emission reductions or removals. ⁴⁾ For this project, the amount of financial support provided by Japan is supposed to be Japanese Yen (JPY) 2,000,000,000, and the total project cost is approx. JPY 4,500,000,000. Therefore, the proposed preliminary credit allocation to Japan is 44.4% (= JPY 2,000,000,000 / JPY 4,500,000,000 x 100). ⁴⁾
B. (optional) Expected GHG emission reductions/removals against Business-as-usual (BaU) emissions** ¹⁾ . <i>These reductions, excluding the amount of credits acquired by Japan, should be reflected in the partner country's GHG inventory⁴⁾</i>	90,000 tCO2eq/year ⁴⁾ (average)	<ul style="list-style-type: none"> Business-as-usual emissions : 378,000 tCO2eq/year⁴⁾ Project emissions : 288,000 tCO2eq/year⁴⁾

¹⁾ The reference emissions are established below BaU in a manner that a proposed project contributes to the achievement of the NDC of a partner country.⁴⁾
²⁾ BaU emissions represent plausible emissions in providing the same outputs or service level of the proposed JCM project in the partner country.⁴⁾

9. Contacts

Representative Japanese participant for the project and its roles in the project⁴⁾

Name of the entity ⁴⁾	ABC Corporation (代表事業者名) ⁴⁾
Business description ⁴⁾	Waste Disposal Business ⁴⁾
Roles of the entity in the project ⁴⁾	例: ⁴⁾ 1. Project Administration ⁴⁾ 2. Submission of Monitoring Result to MOEJ ⁴⁾ 3. Business Stakeholder Coordination and Negotiations ⁴⁾ 4. Transfer of Subsidy ⁴⁾
Name and position of the contact person ⁴⁾	Mr. MMMMM NNNNN ⁴⁾
E-mail / Phone number ⁴⁾	MMNNN@abccorp.co.jp ⁴⁾ +XX XXX XXXXXXX ⁴⁾

Other Japanese participant(s) for the project and their roles in the project⁴⁾

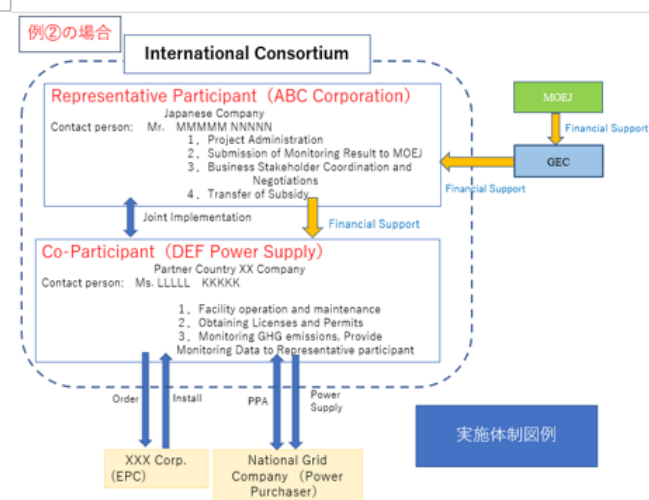
Name of the entity ⁴⁾	N/A ⁴⁾
Business description ⁴⁾	N/A ⁴⁾
Roles of the entity in the project ⁴⁾	N/A ⁴⁾

4)

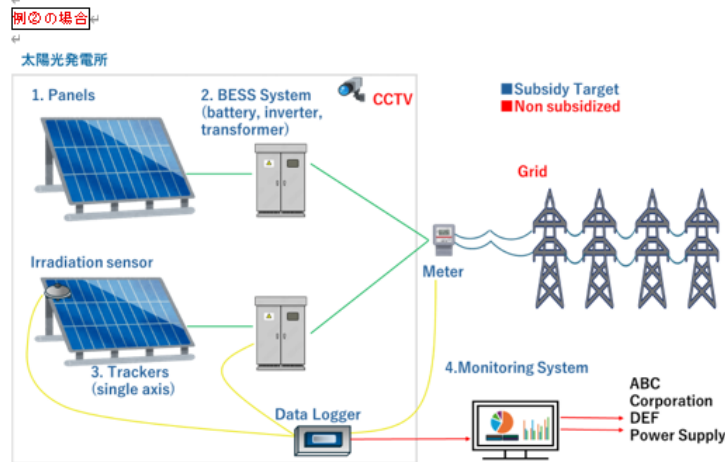
Name and position of the contact person ⁴⁾	N/A ⁴⁾
E-mail / Phone number ⁴⁾	N/A ⁴⁾
Participant(s) of partner country for the project and their roles in the project⁴⁾	
Name of the entity ⁴⁾	DEF Power Supply (共同事業者名) ⁴⁾
Business description ⁴⁾	Construction business ⁴⁾
Roles of the entity in the project ⁴⁾	例: ⁴⁾ 1. Facility operation and maintenance ⁴⁾ 2. Obtaining Licenses and Permits ⁴⁾ 3. Monitoring GHG emissions. Provide Monitoring Data to Representative participant ⁴⁾
Name and position of the contact person ⁴⁾	Ms. LLLLL KKKKK ⁴⁾
E-mail / Phone number ⁴⁾	LLKKK@xx.power.supply.co.xx ⁴⁾ +XX XXX XXXXXXX ⁴⁾
Governments of partner country⁴⁾	
Name of the relevant ministry or governmental agency ⁴⁾	Ministry for Energy Department of Energy Development(パートナー国側政府省庁担当部署) ⁴⁾
Name and position of the contact person ⁴⁾	Manager (役職) ZZZ (名) XXX (姓) ⁴⁾
E-mail / Phone number ⁴⁾	xxxzz@enr.min.gov.xx ⁴⁾ +zz-xxxx-yyyy ⁴⁾
Government of Japan⁴⁾	
Name of the relevant ministry or governmental agency ⁴⁾	Global Environmental Bureau, Ministry of the Environment ⁴⁾
Name and position of the contact person ⁴⁾	Section Chief (役職) ZZZ (名) XXX (姓) ⁴⁾
E-mail / Phone number ⁴⁾	xxxzz@env.go.jp ⁴⁾ +zz-xxxx-yyyy ⁴⁾

Implementation Structure:⁴⁾

5)



Project Scheme:⁴⁾



6)

公募要領5. 5.交付申請以降の諸手続きについて

(3) 事業の開始にあたっての注意事項

代表事業者及び共同事業者は、センターからの**交付決定日以降に初めて補助事業の開始が可能**となる。また、代表事業者及び共同事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ① 発注日はセンターの交付決定日以降であること。
- ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ③ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

(8) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等の管理状況について毎年、事業報告書で報告していただきます。

取得財産等のうち単価50万円以上の機械、器具等を処分(補助金の交付の目的(※)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む)することをいう。)しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。補助対象設備に抵当権を設定する場合も財産処分に該当しますので、抵当権を設定する前に財産処分申請書をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。抵当権の設定の場合は、抵当権か根抵当権かも明らかにしてください。

MRV実施期間中にセンターの指示に従わない場合、交付の目的に反する行為とみなされ、財産処分(補助金で導入した設備の目的外使用)に該当すると判断される可能性があります。

※補助金交付申請書の実施計画書及び完了実績報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容

公募要領5. 5.交付申請以降の諸手続きについて

(10) 交付決定の解除等

期限内に事業が完了しなかった場合も含め、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、承認申請書をセンターに提出して承認を受けなければなりません。

センターが法令等に従って補助事業が遂行されていない場合に行った指導に対し、改善が見られない場合、センターは代表事業者に対し補助事業の廃止の手続きを開始することを通知することがあります。

この場合、または次のいずれかに該当する場合には、**センターは交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、代表事業者は交付規程に従い、交付した補助金をセンターに返還しなくてはなりません。**ただし、④の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではありません。

- ① 代表事業者又は共同事業者が、適正化法、同法施行令その他の法令若しくは交付規程、又はこれらに基づくセンターによる処分若しくは指示等に従わない場合
- ② 代表事業者又は共同事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- ③ 代表事業者又は共同事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- ④ 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、その他の理由により補助事業を遂行することができ場合(代表事業者又は共同事業者補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く)

公募要領4. (4) 審査結果の通知・公表

- 採択の場合は内示通知を応募者に送付し、採択事業について、環境省及びGECのウェブサイトにおいて、国名、事業名、事業者名、想定排出削減量等を公表。
- 不採択の場合は、応募者にその旨連絡する。

公募要領6. (8) 応募に関する質問の受付及び回答

➤受付方法

電子メールにて、本件窓口へ送信下さい。

E-mail: jcm-info@gec.jp

電子メールの件名は、

「**質問: 令和8年度設備補助事業**」としてください。

※原則、電話での個別の質問には応じられません。

➤受付期間:

令和8年4月27日(月)17時まで

➤質問に対する回答:

受付期間終了から2週間程度で、GECウェブサイトに掲載予定。

JCMに関するご相談を通年で受け付けています（一部期間を除く）

JCM設備補助事業に関する応募相談は以下にお願いします。

受付方法：<https://jcm-mrv.my.site.com/jp/s/BusinessRegistrationForm>

にアクセス頂き、ご登録ください。

ご登録後、ウェブ上で応募相談情報を入力頂き、後日、担当よりご連絡差し上げます。

ウェブ入力方法はサイトにあるマニュアルをご参照ください。

【ご相談窓口】

以下のメールアドレスにご連絡ください。

JCM設備補助事業に関するお問い合わせ：jcm-info@gec.jp

（民間JCMに関するお問い合わせ：jcma-contact@gec.jp）

担当：GEC東京事務所 高橋飛来（あすく）、辻

ご清聴
ありがとうございました！

<本件窓口>

公益財団法人 地球環境センター

東京事務所 事業第一グループ

担当：石原・島

TEL：03－6801－8860

E-mail：jcm-info@gec.jp